

職域単位での追加接種（職域追加接種）の基本コンセプト

1. 基本的な考え方

- 地域の負担を軽減するため、令和4年3月より、職域（学校等含む）単位での追加接種を開始予定。
- 職域追加接種の実施・運用方法等は、基本的に1・2回目接種と同様とする（一部の手続きや要件を変更）。

2. 実施・運用方法等

- (1) 使用するワクチン：1・2回目接種と同様、武田/モデルナ社ワクチンの使用（予定）
- (2) 対象企業等：1・2回目接種を実施した企業・大学等のうち、実施を希望する企業・大学等
- (3) 実施要件
 - 1・2回目接種と同様、会場や医療従事者等は企業や大学等が自ら確保する
 - 1・2回目接種と同様、1会場当たり1,000人以上への接種を行うことを想定（1000人に満たない場合は要相談）
- (4) 申込み方法
 - 令和3年12月中旬以降、V-SYS上で稼働予定の入力画面にて申込みを実施
 - 1・2回目接種から接種会場の所在地や提携医療機関等の変更は可能
- (5) ワクチンの供給
 - 令和4年1月以降、V-SYS上で稼働予定の入力画面にて接種計画（2週間ごとの接種予定人数と実施時期）を登録
 - 厚生労働省は、提出された接種計画に基づき、2週間ごとにワクチン供給量（会場ごとの分配量）を決定
 - ※ 仮に、輸入の遅延等による供給量の低下や予期せぬ需要の増大により需給バランスが乱れた場合には、厚生労働省にて査定を実施して分配量を決定することで需給バランスを調整。
- (6) 接種券
 - 接種時には、接種券と予診票（接種券一体型予診票が基本）の持参を原則とする
- (7) ワクチンの取扱い
 - 残余ワクチンの回収は行わない
 - 配送されたワクチンで一定以上の廃棄が生じた場合は、原則として公表

職域追加接種の実施形態

- 企業単独での実施に限らず、次のような形態での実施も可能。〔1・2回目接種と同様の整理〕
 - ・ 中小企業が商工会議所等を通じて共同実施
 - ・ 下請け企業、取引先を対象に含めて実施
 - ・ 大学等が学生も対象に含めて実施
- 接種会場設置の類型（パターン）は以下のとおり。〔1・2回目接種と同様の整理〕

パターン1 企業内診療所で実施

- ・ 企業内の既存の診療所を活用

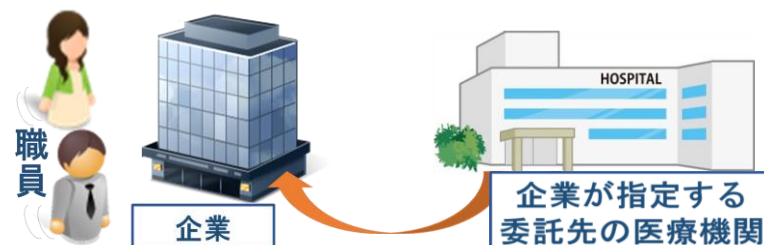
契約者：企業又は企業内診療所



パターン2 外部機関が出張して実施

- ・ 外部の医療機関が企業内の会議室などで実施
- ・ 実施医療機関は複数の企業から委託を受けることも多い

契約者：医療機関（巡回診療所等）
※新規に医療機関を開設するケースも想定される



パターン3 外部機関に出向いて実施

- ・ 企業が指定した医療機関で実施
- ・ 実施医療機関は複数の企業から委託を受けることも多い
- ※ 地域の予防接種体制に影響を与えないことに留意

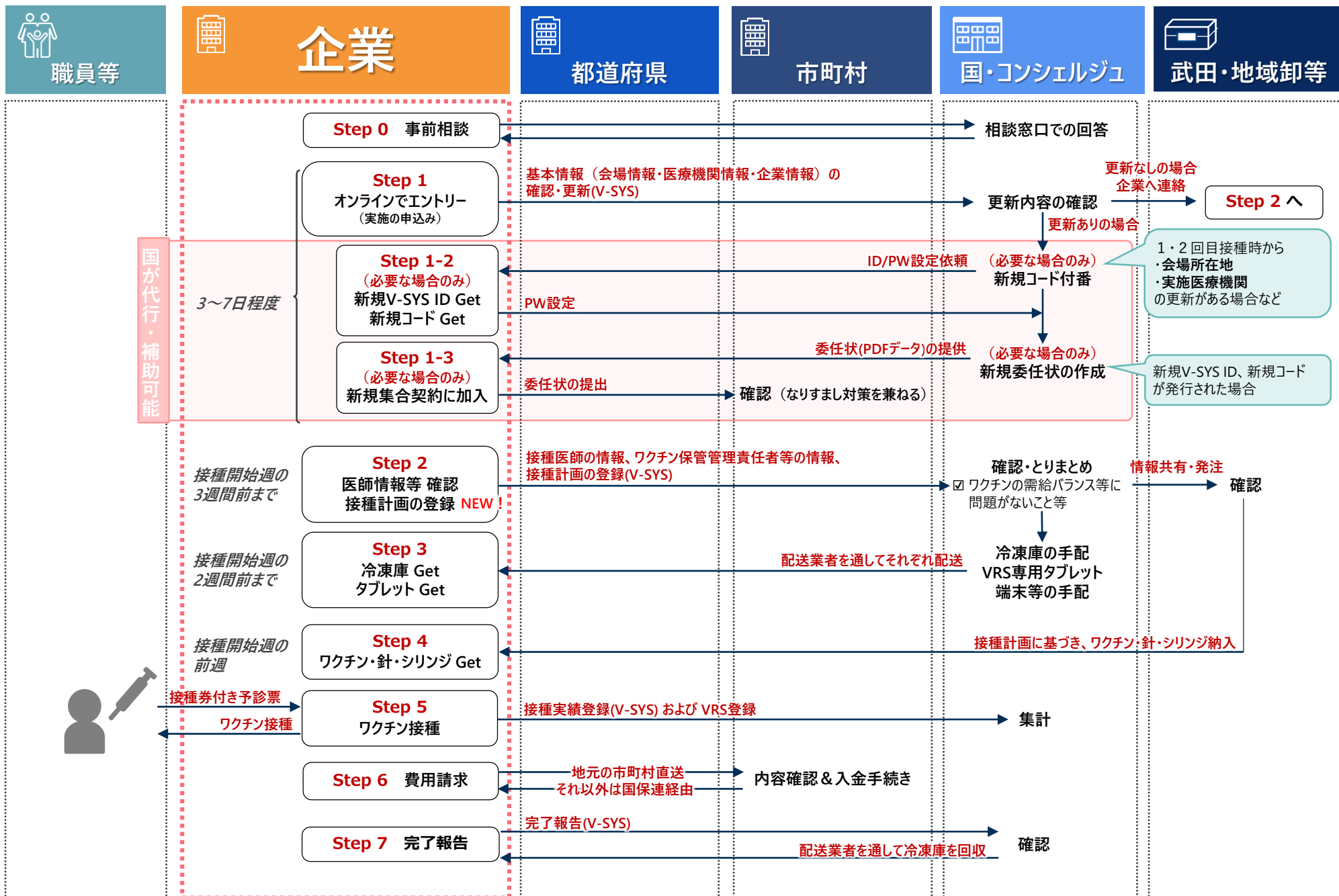
契約者：医療機関（地域の医療機関）



職域追加接種で企業等に求めること

- (1) 医師・看護師等の医療職の他、会場運営のスタッフ等、**必要な人員を企業や大学等が自ら確保**すること。また、副反応報告などの必要な対応ができること。
- (2) **接種会場の場所・動線、必要な物品等**についても**企業や大学等が自ら確保**すること。
※ 1・2回目接種時から、接種会場数が増加するような申込みがなされた場合等には、個別に厚生労働省から連絡する場合がある。
- (3) 1つの接種会場で、最低1,000回（1,000人×1回接種）の接種を行うことを想定。
※ 1つの接種会場で1000人に満たない場合には、厚生労働省健康局健康課予防接種室に相談いただきたいこと。
- (4) 事務局を設置し、**社内連絡体制・対外調整役を確保**すること。
- (5) **接種計画（2週間ごとの接種予定人数と実施時期）を作成**すること。この際、需給バランスを見定めるため、予め職員等の意向を事前に確認するなどにより、**必要量に応じた精緻な接種計画を作成**すること。
※ 仮に、ワクチンの輸入停滞等、供給環境の変化が生じた場合でも迅速に対応できるよう、**接種希望者への連絡や、接種計画の変更等を柔軟に行える体制を構築**すること。
- (6) 貴重なワクチンの余剰を生じさせることがないように、**一度配送を受けたワクチンは、活用しきるよう努める**こと。
- (7) ワクチンの納品先の接種会場でワクチンを保管の上、接種すること。
- (8) ワクチンの品質管理の観点から、保管に当たっては、**温度管理を徹底**の上、冷凍庫内の**温度ロガー記録の保存を怠らない**こと。また、適切に記録が行われるよう、機器の管理を行うこと。
- (9) 月末の請求時等にまとめて入力するのではなく、接種当日等の**速やかなVRSの登録**を行うこと。

職域追加接種の実施に向けたフロー図（全体像）



職域追加接種の実施に向けた手順について

企業側の検討・準備

11月中旬～

Step 1	職域追加接種の実施について意思決定
Step 2	各会場の接種体制の確認 & 準備 (変更点、変更内容の明確化)
Step 3	接種計画の作成

検討内容のV-SYSへの登録 (基本情報や接種計画の登録)

12月中旬～

実施の申込み
基本情報の確認・更新
→厚労省で確認
3月接種開始を希望する場合
1月中旬目処

更新なし

1月中旬～

接種計画の入力
登録は随時受け付け (& 2週毎にメ切り)
3月接種開始を希望する場合
1月中メ

厚労省で計画内容を確認

更新あり

12月下旬～

(例)
✓ 委任状の提出
✓ V-SYS IDの取得

ワクチンの配送・接種

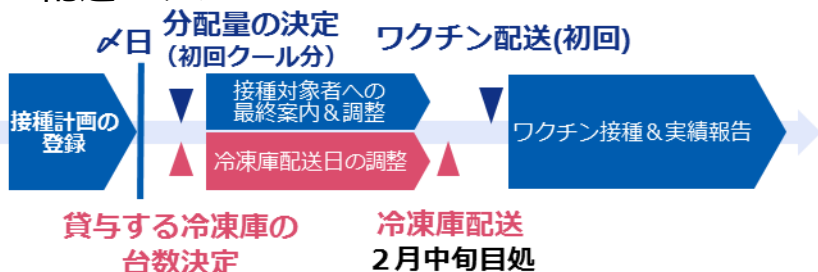
2月上旬～

分配量の決定
2月下旬 配送
3月以降接種開始
実績報告

次クール以降の
接種計画の更新
分配量の決定
配送
接種
実績報告

ワクチンの保管管理用の冷凍庫の配送

< 配送スケジュール >

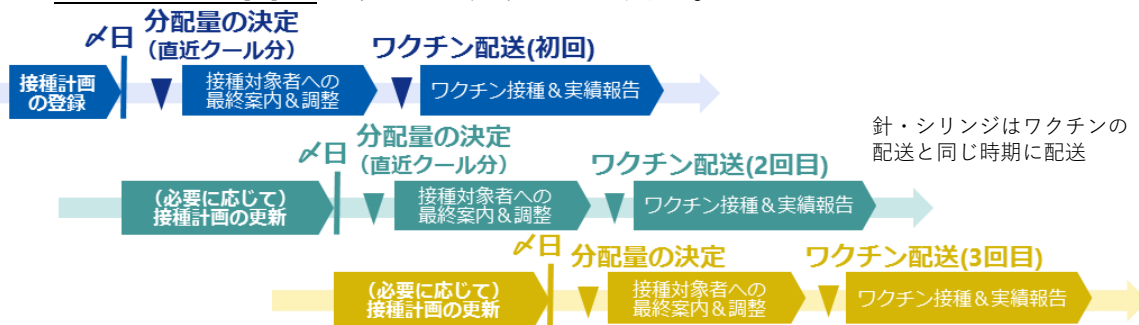


< 注意事項 >

追加接種は単回の接種であり、スケジュール次第では短期間 (1,2週間程度) で接種を完了できるため、冷凍庫の配送を希望しない会場は、各会場で手配した冷蔵庫で、2～8℃の温度下での保管管理を行う。

ワクチンの分配量の調整

- **2週間に1度** (各月の前半分、後半分) の頻度でワクチンを配送。
- 原則、**配送週の2週間前の火曜日をメ日とし、その時点で登録されている計画量**に従って分配量を決定。



何らかの理由で需給バランスが乱れた場合には、計画量の査定を行い、厚労省が分配量を決定。

職域追加接種の実施申込み・接種計画の登録作業のイメージについて

実施の申込み（基本情報の確認・更新） 12月13日（月）14時～

1. 厚労省HPにアクセス

追加接種（3回目接種）について（職域接種）

NEW

実施方法の概要

- 3回目職域接種の概要資料 [PDF形式: ●●KB]
- 3回目職域接種の申込みフロー図 [PDF形式: 866KB]
- 3回目職域接種開始に係る業務連絡 [PDF形式: ●●KB]
- 企業向け接種窓口情報（NEGO窓口・接種受付方法、予約接種開始会場窓口の設置状況） [PDF形式: ●●KB]
- 3回目職域接種の申請ページ（現在準備中）（12月中旬以降掲載予定）
※12月中旬：エントリー画面稼働
※令和4年1月中旬：接種計画入力画面稼働

厚労省HPにアクセスし、職域追加接種の申請ページリンクをクリックします。

2. V-SYSにログイン



V-SYSのログイン画面に遷移するので、1・2回目接種でご利用中のIDを用いてログインします。

3. 基本情報の確認・更新

接種会場に関する申込情報

接種体制_分類を変更する	<input checked="" type="checkbox"/>
接種体制_分類※	02 外部機関が出張して実施
接種会場名を変更する	<input checked="" type="checkbox"/>
接種会場名称※	サンプル職域接種会場
接種会場所在地を変更する	<input checked="" type="checkbox"/>
(検索用)接種会場所在地_郵便番号※	9998765 <input type="text" value="住所自動入力"/>
接種会場所在地_郵便番号	9998765
接種会場所在地_都道府県	ダミー県
接種会場所在地_市町村コード	999999
接種会場所在地_市町村	ダミー県ダミー市町村
接種会場所在地_番地※	99-99-99 接種会場番地

※画面は開発中のものです。

追加接種の申込画面に移動し、1・2回目接種時の**基本情報（以下）**を確認します。

- ・ 会場情報（会場名称、所在地等）
- ・ 医療機関情報（医療機関名、代表者、連絡先等）
- ・ 企業情報（企業名、担当者、連絡先等）

職域追加接種にあたって基本情報の更新がある場合は、更新内容をご入力いただき、登録を行います。

※厚労省で登録内容を確認し、不備がある場合にはご連絡差し上げます。

※更新内容によっては、委任状の新規発行や、V-SYS IDの新規発行が必要となる場合があります。

接種計画の登録 1月7日～（予定）

1. V-SYSにログイン

職域追加接種のIDでV-SYSにログインします。※基本情報の登録の結果、V-SYS IDが新規発行されなかった場合は、1・2回目接種と同じIDとなります。

2. 接種計画の登録

	接種計画量（箱）	接種回数分換算
2/28～3/13接種 (2/21週配送)	(計画値 <input type="text" value="4"/> 箱) 分配実績値 4 箱	<input type="text" value="400"/> 回接種分相当
3/14～3/27接種 (3/7週配送)	(計画値 <input type="text" value="3"/> 箱) 分配実績値 - 箱	<input type="text" value="300"/> 回接種分相当
3/28～4/10接種 (3/21週配送)	(計画値 <input type="text" value="2"/> 箱) 分配実績値 - 箱	<input type="text" value="200"/> 回接種分相当
4/11～4/24接種 (4/4週配送)	(計画値 <input type="text" value="0"/> 箱) 分配実績値 - 箱	<input type="text" value="0"/> 回接種分相当
4/25～5/8接種 (4/18週配送)	(計画値 <input type="text" value="0"/> 箱) 分配実績値 - 箱	<input type="text" value="0"/> 回接種分相当

※画面は開発中のものです。

作成いただいた接種計画に基づき、各クールのワクチン・針・シリンジの必要数量をご入力いただき、登録を行います。

職域追加接種の実施にあたっての主な財政支援策

職域追加接種の実施にあっても、1・2回目接種時と同様の財政支援策を継続する見通し。
ただし、現在検討中の内容であり、今後支援メニューが変更となる可能性もある。

費用に関する基本的な考え方

職域接種は、予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条の特例規定に基づき、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村（特別区を含む。）において実施するものであり、**費用については、国が負担する。**

接種にかかる費用負担

（ワクチン接種対策費負担金）

<概要>

接種にかかる費用は、国が負担する。
費用は、全国统一の単価とし、1・2回目接種と同様、2,070円（税込2,277円）とする。

<国による負担>

- ・ **接種単価：2,070円（税込2,277円）／回**
（接種を実施できなかった場合の予診費用は1,540円（税込1,694円））／回
- ・ **時間外・休日の接種に対する加算**
（時間外：+730円、休日：+2,130円）

中小企業、大学に対する追加支援

（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金）

<概要>

外部の医療機関が出張して実施する職域接種であって、以下の条件に該当するものに対し、**都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援**を実施。

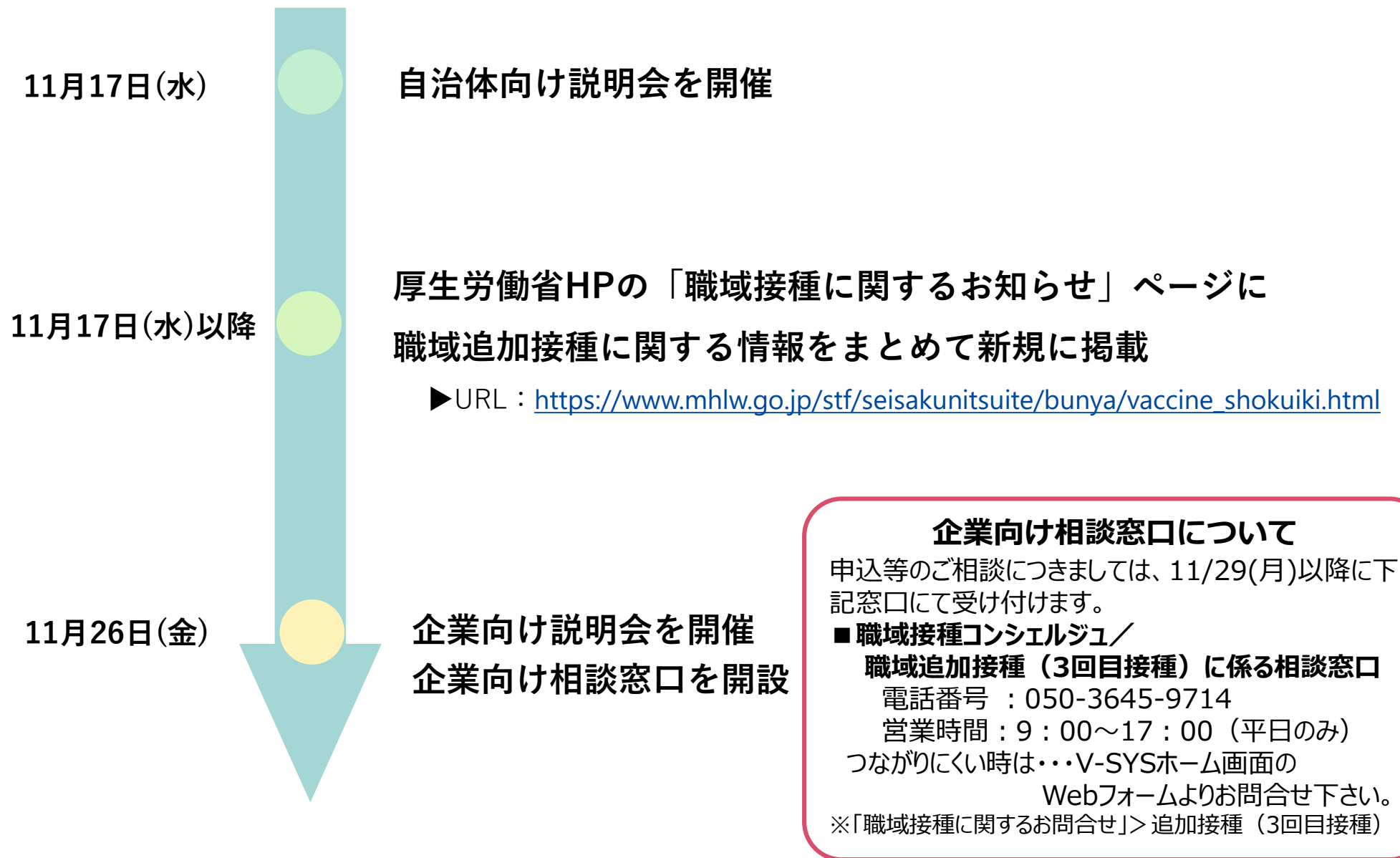
- ・ **中小企業**が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの
- ・ **大学、短期大学、高等専門学校、専門学校**の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が定める地域貢献の基準を満たすもの

<国による補助>

- ・ **1,000円×接種回数を上限に実費※補助。**

※ 使用料及び賃借料、備品購入費等

職域追加接種の実施に向けた情報発信のスケジュール



職域追加接種に関するよくあるご質問

Q1. 接種計画を作成する際には8ヶ月後に接種することを前提とすればよいか。

- ▶ 計画の設定は、**2回目接種から8ヶ月以上の間隔を空ける前提**で設定してください。

Q2. 1、2回目接種を別の会場で受けた者に接種することができるか。

- ▶ 追加接種では、**1、2回目の接種を個別接種会場で受けた方、自治体の大規模接種会場で受けた方、他の職域接種会場で受けた方であっても、職域接種会場での接種が可能**です。

Q3. 1、2回目接種でモデルナ以外のワクチンを接種した者に接種することができるか。

- ▶ 追加接種では、**1、2回目との交互相種が可能**です。1、2回目でファイザー社、アストラゼネカ社のワクチンを接種した方も、職域接種会場でのモデルナ社製ワクチンの接種を受けることができます。
- ▶ 1、2回目接種を海外で接種した方も、海外でファイザー社、武田/モデルナ社、アストラゼネカ社のワクチンを接種している場合に限り、職域接種会場での追加接種を受けることが可能です。

Q4. 1、2回目接種から会場数の変更はできるか。

- ▶ 会場数を**増やす変更※、減らす変更ともに可能**です。各会場の接種体制を検討の上、申し込みください。
※実施の効率性の観点から、1つの接種会場で1,000人以上への接種を行うことを想定していることにご留意ください。
- ▶ 会場数を減らす場合、特段の手続きは不要です。会場を増やす場合、V-SYSにて申込み（会場情報の更新）が必要です。詳細は本資料P6等をご確認ください。（申込内容によっては厚労省から確認のお電話をする場合がございます）

Q5. 職域追加接種を開始して以降、医療機関を途中で変更することはできるか。

- ▶ 1、2回目接種と同様に、申込み時に登録した医療機関から変更することは認められません。
- ▶ 申込み時に登録した医療機関が費用請求を一元的に行うことを前提として、協力医療機関を設けることは可能です。（詳細：「職域接種にかかる費用請求に関する説明会」資料（<https://www.mhlw.go.jp/content/000812669.pdf>）参照）